

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

伊丹市病院事業管理者 樂木 宏実

記

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社池田泉州JCB
代表取締役社長 御前 啓介
大阪府北区豊崎3丁目2番1号
- 2 納付事務に係る歳入
伊丹市病院事業に係る診療費、各種証明書発行手数料及びその他諸収入
- 3 指定をした日
令和8年4月1日